

(お詫び) 改定版「監査役監査基準」等及び改定版「内部統制システムに係る監査の実施基準」の誤植等の訂正について (正誤表)

去る12月16日に、当協会ホームページ上に改定版を公表した「監査役監査基準」等及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等につきまして、12月22日の「誤植等の訂正について」の公表以降も誤植等が判明しましたので、下記のとおり、訂正いたします。皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

記

【監査役監査基準】

1. 第9条【第2項補足】(新・旧)

正	誤
(中略)

訂正対象：監査役監査基準 (新旧対照表)

2. 第18条第2項第4号ロ

正	誤
.....子会社の取締役、監査役、 <u>執行役</u> 及び使用人又は.....子会社の取締役、監査役 及び使用人又は.....

訂正対象：監査役監査基準 (本体)、監査役監査基準 (新旧対照表)、監査役監査基準 (改定履歴記載版)、監査役監査基準等 (3機関対照表)

3. (旧) 第21条第3項

正	誤
(第23条第 <u>4</u> 項に移行)	(第23条第 <u>3</u> 項第 <u>4</u> 号に移行)

訂正対象：監査役監査基準 (新旧対照表)

4. (新) 第23条第3項

正	誤
(第21条第 <u>2</u> 項第 <u>3</u> 号から移行)	(第21条第 <u>3</u> 項第 <u>1</u> 号から移行)

訂正対象：監査役監査基準 (新旧対照表)

5. (新) 第23条第3項第二号

正	誤
(第21条第 <u>2</u> 項第 <u>4</u> 号から移行)	(第21条第 <u>3</u> 項第 <u>2</u> 号から移行)

訂正対象：監査役監査基準 (新旧対照表)

6. (新) 第24条第3項、(旧) 第23条第3項

正	誤
(中略)

訂正対象：監査役監査基準 (新旧対照表)

7. 第24条第4項

正	誤
前3項に定める事項について <u>必要があると認めたと</u> きは、監査役は、・・・・・・・・	前3項に定める事項について、監査役は、・・・・・・・・

訂正対象：監査役監査基準（新旧対照表）

8. (新) 第25条第1項第四号、(旧) 第24条第1項第四号

正	誤
(中略)	・・・・・・・・

訂正対象：監査役監査基準（新旧対照表）

9. (旧) 第24条第4項

正	誤
(第25条第3項へ移行)	・・・・・・・・

訂正対象：監査役監査基準（新旧対照表）

10. (旧) 第36条【第1項補足】

正	誤
(中略)	・・・・・・・・

訂正対象：監査役監査基準（新旧対照表）

11. 第56条第1項

正	誤
監査役は、 <u>会社</u> が・・・	監査役は、 <u>株式会社</u> が・・・

訂正対象：監査役監査基準（本体）、監査役監査基準（新旧対照表）、監査役監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

12. 第56条第2項

正	誤
2.・・・監査役は、和解への同意の当否判断のため に行った調査及び <u>協議</u> の過程と結果について、記録 を作成し保管する。 【Lv.3】 ・・・	2.・・・監査役は、和解への同意の当否判断のため に行った調査及び <u>審議</u> の過程と結果について、記録 を作成し保管する。 【Lv.3】 ・・・

訂正対象：監査役監査基準等（3機関対照表）

13. 第63条第1項

正	誤
<u>会社法施行規則第94条第1項、会社法施行規則第133 条第3項、会社計算規則第133条第4項及び会社計算 規則第134条第4項</u> に定める・・・	<u>会社法施行規則第133条第3項及び会社計算規則第 133条第4項</u> に定める・・・

訂正対象：監査役監査基準（本体）、監査役監査基準（新旧対照表）、監査役監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

【内部統制システムに係る監査の実施基準】

1. (新・旧) 第10条第2項

正	誤
三 ~ 八 (中略)	三 ~ 五 (中略)

訂正対象：内部統制システムに係る監査の実施基準（新旧対照表）

【監査委員会監査基準】

1. (新) 第5条第4項～第6項

正	誤
4. 常勤の監査委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、 【Lv.4】 かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。 【Lv.3】 5. ~ 6. (中略)	4. ~ 6. (中略)

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

2. (旧) 第5条第3項～第5項

正	誤
3. 常勤の監査委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。 【Lv.3】 4. ~ 5. (中略)	3. ~ 5. (中略)

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

3. 第9条第2項

正	誤
(第28条及び第33条から移行)	(第29条及び第34条から移行)

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

4. 第9条第2項第二号

正	誤
(第28条第3項から移行)	(第29条第3項から移行)

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

5. (旧) 第10条第2項～第6項

正	誤
<u>(第11条第1項へ移行)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(第11条第2項へ移行)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(第11条第3項へ移行)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(第11条第4項へ移行)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(第11条第5項へ移行)</u>	<u>(削除)</u>

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

6. (新) 第11条第1項～第5項、補足

正	誤
<u>(第10条第2項から移行)</u> <u>(第10条第3項から移行)</u> <u>(第10条第4項から移行)</u> <u>(第10条第5項から移行)</u> <u>(第10条第6項から移行)</u> <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

7. (新) 第23条第3項、(旧) 第22条第3項

正	誤
<u>(中略)</u>

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

8. (新) 第29条第1項、第2項、(旧) 第28条第1項、第2項

正	誤
<u>(中略)</u>
<u>(中略)</u>

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

9. (新) 第42条第1項、(旧) 第41条第1項

正	誤
<u>(中略)</u>

訂正対象：監査委員会監査基準（新旧対照表）

10. 第50条第1項

正	誤
監査委員は、 <u>会社</u> が・・・	監査委員は、 <u>株式会社</u> が・・・

訂正対象：監査委員会監査基準（本体）、監査委員会監査基準（新旧対照表）、監査委員会監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

11. 第57条第1項

正	誤
<u>会社法施行規則第94条第1項、会社法施行規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項及び会社計算規則第134条第4項に定める・・・</u>	<u>会社法施行規則第133条第3項及び会社計算規則第133条第4項に定める・・・</u>

訂正対象：監査委員会監査基準（本体）、監査委員会監査基準（新旧対照表）、監査委員会監査基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

【監査等委員会監査等基準】

1. (新) 第5条第4項～第6項

正	誤
<p>4. 常勤の監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査等の環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、【Lv.4】かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。【Lv.3】</p> <p>5. ～ 6. (中略)</p>	<p>4. ～ 6. (中略)</p>

訂正対象：監査等委員会監査等基準（新旧対照表）

2. (旧) 第5条第3項～第5項

正	誤
<p>3. 常勤の監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査等の環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。【Lv.3】</p> <p>4. ～ 5. (中略)</p>	<p>3. ～ 5. (中略)</p>

訂正対象：監査等委員会監査等基準（新旧対照表）

3. (新) 第9条第4項

正	誤
<p>4. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、十分な資料に基づいた審議のうえ、その過半数をもって行わなければならない。【Lv.1】ただし、特別の利害関係を有する委員は、<u>議決</u>に加わることができない。【Lv.1】</p>	<p>(中略)</p>

訂正対象：監査等委員会監査等基準（新旧対照表）

4. (旧) 第9条第4項

正	誤
<p>4. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、十分な資料に基づいた審議のうえ、その過半数をもって行わなければならない。【Lv.1】ただし、特別の利害関係を有する委員は、<u>決議</u>に加わることができない。【Lv.1】</p>	<p>(中略)</p>

訂正対象：監査等委員会監査等基準（新旧対照表）

5. 第17条第1項第4号ロ

正	誤
<p>・・・子会社の取締役、監査役、<u>執行役</u>及び使用人又は・・・</p>	<p>・・・子会社の取締役、監査役 及び使用人又は・・・</p>

訂正対象：監査等委員会監査等基準（本体）、監査等委員会監査等基準（新旧対照表）、監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

6. 第54条第1項

正	誤
監査等委員は、 <u>会社</u> が・・・	監査等委員は、 <u>株式会社</u> が・・・

訂正対象：監査等委員会監査等基準（本体）、監査等委員会監査等基準（新旧対照表）、監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

7. 第61条第1項

正	誤
<u>会社法施行規則第94条第1項、会社法施行規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項及び会社計算規則第134条第4項に定める・・・</u>	<u>会社法施行規則第133条第3項及び会社計算規則第133条第4項に定める・・・</u>

訂正対象：監査等委員会監査等基準（本体）、監査等委員会監査等基準（新旧対照表）、監査等委員会監査等基準（改定履歴記載版）、監査役監査基準等（3機関対照表）

以 上